

下記の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいた上でお申込みください。

日本10Xデザイン協会会員規約

■入会資格

1.正会員(当協会の定款上の社員)

:当協会の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会において入会を承認された個人。正社員の権利義務等は、当協会の定款により規定される。

2.一般会員:18歳以上の個人で、当協会の理念「スモールDXで10X実現」にご賛同くださる方。

3.グループ会員:当協会の理念「スモールDXで10X実現」にご賛同くださり、二人以上でスモールDXを実践される方

※1.グループは、法人・任意団体・個人のチーム等、法人格の有無を問わず構成できます。

※2.法人による申込も本区分に含まれます。

※3.当協会と同じ業務を営む個人および法人(当該法人に属する方を含む(直接業務に関わっていない方も含む))の入会(同業者の方の入会)はご遠慮ください。

4.協力会員:当協会の理念「スモールDXで10X実現」に賛同し、事業上の協力をいただける商工会議所の職員

5.パートナー会員:当協会の理念「スモールDXで10X実現」を共有し、自社サービスの紹介と共にネットワークを相互拡大し、10X協会の理念「スモールDXで10X実現」の普及に貢献する法人

■入会申し込み方法

日本10Xデザイン協会会員規約(以下、「本規約」といい、本規約に基づき当協会に入会する契約を「本契約」といいます)に同意のうえ、専用のWebページからお申し込みの上、当協会の定める入会金および会費を支払う事とします。その際の消費税と振込手数料は申込人の負担とします。

※法人として入会される場合は、グループ会員としての登録となります。請求書・領収書の宛名は法人名義で発行可能です。

なお、入会申込時に当協会の会員が紹介者として明記されている場合、入会金は免除されます。

■日本10Xデザイン協会会員サービス提供開始日、会員有効期限について

日本10Xデザイン協会会員サービス(以下「本サービス」といいます)の提供開始日は、お申し込み後、入会金および会費の入金日となります。

入会初年度は1年間を本契約の期間とし、本サービスの有効期限は入金日の属する月の翌月1日から起算して1年間となります。

■通知

1. 当協会から会員への通知は、通知内容を会員よりご登録いただいたメールアドレスに電子メールを送信、または当協会のホームページへの掲載の方法等、当協会が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当協会から会員への通知を電子メールの送信または当協会のホームページへの掲載の方法等により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネットによって発信された時点に行われたものとします。

3. 登録された会員のメールアドレス宛にメールを送信した際に、電子メールが何らかの事情でエラーになった場合であっても通知をしたものとみなし、この場合、当該メールアドレスへの電子メールの配信を止めることができるものとします。なお電子メールが受信できなかったことおよび配信を停止す

ることにより、会員に損害が生じたとしても当協会は一切の責任を負いません。

■支払方法

1.入会時の入会金および会費のお支払い方法(決済手段)は、会員区分により異なります。

一般会員:クレジットカード決済のみ

グループ会員(※法人申込含む):クレジットカード決済または請求書払い(銀行振込)

パートナー会員:請求書払い(銀行振込)

※入会時の入会金およびその後の会費を勤務先法人が立替払いされる場合に限り、請求書払い(振込手数料は申込法人負担)にも対応します。

2.会費の支払い方式(回数、頻度)も、会員区分により異なります。

一般会員、グループ会員:月額払いまたは年額一括払いのいずれかを選択できます。

パートナー会員:年額一括払いのみとなります。

※ 年額一括払いは12か月分の会費をまとめて支払うものとし、一定の割引が適用されます。

■会員種別・会費

会 員 種 別		会 員 資 格	月 会 費(税込)	年額一括払い
個人会員	一般会員	当協会の理念「スモールDXで10X実現」にご賛同くださり、スモールDXを実践される方(個人)	6,600円	72,000円/人
	ビジネス会員	当協会の理念「スモールDXで10X実現」にご賛同くださり、スモールDXを支援される方(個人) DX支援者としてコラボ開催あり・10X協会のコンテンツの流用可・紹介謝礼制度適用あり	11,000円	120,000円/人
協力会員		協当協会の理念「スモールDXで10X実現」に賛同し、事業を協力くださる商工会議所の皆様	0円	---
パートナー企業		当協会の理念「スモールDXで10X実現」を共有し、自社サービスの紹介と共にネットワークを相互拡大し、10X協会の理念「スモールDXで10X実現」普及に貢献する法人	---	132,000円/1法人

2025年7月改定

※ 法人会員の更新日は、会員数の変更日に関わりなく、当初の入会日が起算日となります。

※2025年6月以前に入会された会員は別途事務局にお問い合わせください。

■更新

1.初年度の会員期間満了後の更新は、月更新となります。

(1)月額払いの会員は、毎月の会費を納入することにより自動的に更新されます。

(2)年額一括払いの会員は、会員有効期限を迎えると、自動的に更新されます。

2.当協会は、年額一括払いの会員に対し、自動更新に関するご案内を会員期間満了月の前月末頃に電子メールにて送付いたします。

3.更新する場合、お申し込み時の支払い方法と同様の方法で会費を支払うものとします。ただし、変更を希望する場合の手続きは以下のとおりです。

(1)請求書払いに変更を希望される場合は会費支払日の属する月の前月末までに、その旨を書面、FAXまたはメールでお申し出ください。

(2)クレジットカード決済に変更を希望される場合は会費支払日の属する月の前月末までに専用のWebページにてお手続きください。

4.更新の際に、再度お支払い情報の登録をご依頼することがございますのであらかじめご了承ください。

■クーリング・オフ

1. お客様は、本書面(Webからのお申込みの場合はお客様に送信される自動返信メール)を受領した日を含めて8日間を経過するまでは、当協会に対し通知(書面または電磁的方法による)することにより、無条件に入会の申し込みの撤回または本契約が成立した場合には本契約の解除(以下併せて「クーリング・オフ」といいます)をすることができ、その効力は通知を発信したとき(郵便消印有効)から生じます。

なお、お客様が、クーリング・オフに関して不実のことを告げられたことにより誤認し、または威迫されたことにより困惑してクーリング・オフをされなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含めて8日間を経過するまではクーリング・オフをすることができます。

2. お客様がクーリング・オフをされた場合は以下のとおりとなります。

(1)当協会がお客様に対し損害賠償または違約金の支払いを請求することはありません。

(2)お客様が当協会に対しすでに代金、対価等の全部または一部を支払っている場合には、当協会は速やかにその全額を返金いたします(銀行振込でご返金を希望する場合、振込手数料は当協会が負担いたします)。

(3)お客様は、すでに引き渡された商品の当協会の引取りに要する費用、移転された権利の返還に要する費用などを支払う必要はありません。

(4)お客様は、引き渡された商品を使用されたときも商品の使用により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

(5)お客様は、権利の行使により施設を利用されまたは役務の提供を受けたときも権利を行使して得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

(6)お客様は、本契約に基づき役務の提供を受けたときも本契約に基づく対価を支払う必要はありません。

※ハガキ等(電磁的方法を含む)に必要な事項をご記入のうえ、当協会あてに通知してください(簡易書留推奨)。

※返金口座は銀行名、支店名、口座種別(普通・当座)、口座番号、口座名義をご記入ください。

■本サービスの利用の停止

1.会員が会費の支払いを延滞したときは、本サービスの利用を停止いたします。

2.本サービスを再開するためには、未納分の会費のお支払いが必要となります。

※未納分の会費を支払った場合であっても、本サービスの提供期間は、当初の会員期間満了日までとなります。

3.延滞期間中も退会のお手続きをされていない場合、自動更新が行われ、更新後の会費が発生いたします。

※更新を希望されない場合、退会手続きをお願いいたします。

■退会

1.会員は、当協会に対し、いつでも退会の申し出をすることができます。

ただし、入会初年度は、会員期間満了月の前月10日までに退会の申し出がない場合、会員資格は自動的に更新されます。この場合、更新後の月会費を納入のうえ、翌月の会員期間満了日をもって退会となります。

なお、申込日から会員期間満了日までの間に退会の申し出を行った場合は、会員期間満了月までの会費を納入のうえ、退会となります。

※年額一括払いをご利用の場合、すでにお支払い済みの会費は返金いたしかねます。

2.退会の申し出は、協会会員サイト内のフォーム、書面の郵送、FAXまたはメールいずれかの方法とし、協会会員サイト内のフォームの場合は当協会内での手続き完了日、郵送の場合は消印、メールを当

協会が受領した日を退会申し出日とします。

※本サービス停止中の方は、協会会員サイトからの退会手続きはできません。

また、退会に当たって何らかの確認事項がある場合、別途当協会からご連絡いたします。

3.会員の退会申し出の会員サイト内の手続き、書面またはメールが、通信障害、郵便事故等、当協会の責に期すべき事由でない原因により、確認できない場合には、会員の退会の申し出がなかったものとして扱い、退会することはできません。

4.会員が退会された場合、退会前に取得した講座の認定証や資格も無効となり、認定は取り消されます。

5.会員が会員期間満了月の前月10日までの間に退会の申し出をした場合は、クレジットカードまたは口座振替による支払いの場合、既に更新分として引き落とされた会費は、返金をいたします。

※振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

■再入会

日本10Xデザイン協会を退会後いつでも再入会することができます。

■会員登録の解除

会員が次の各号に該当した場合、当協会は会員への催告その他の何らの手続きを要することなく、本サービスを停止し、会員登録の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

1.本規約の各条項に違反したとき

2.法令に違反した場合(報道の有無を問いません)などで、会員が本サービスを継続することが当協会または会員の利益もしくは信用を阻害するおそれがあると当協会が判断したとき

3.上記各号に準ずる事由が生じたとき

■個人情報に関わる重要事項

1.利用目的

当協会は業務遂行上必要な個人情報を取得し、これらの個人情報は下記の目的で利用するものとします。また、個人情報を取得する際には、本人の意思による情報の提供を原則とします。

(1)DM・Eメール・メールマガジンを配信するため

(2)本人から請求された資料をお届けするため

(3)本人から寄せられたご意見、ご要望にお応えするため

(4)本人が申し込まれた各種サービスをご利用されるうえで必要な確認を行うため

(5)本人が申し込まれた各種サービスを提供するため

(6)本人に特別なサービスや新しい商品などの情報を的確にお知らせするため

(7)顧客の特性をつかむための統計データ作成のため

(8)アンケートなどの応募者の特定や当選のお知らせのため

なお、上記利用目的を達成するため、業務委託先または提携先に預託する場合がありますが、この場合当協会は、これら業務委託先または提携先との間で個人情報取り扱いに関する契約を締結し、適切な監督を行います。

2.個人情報の第三者への提供

当協会は取得した個人情報を下記の場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示しません。

(1)本人が希望されるサービスを提供するために当協会が業務委託先に必要な範囲で開示する場合

(2)当グループに属する法人の業務に関連して開示する場合

(3)本人よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合

(4)個人情報保護法(第23条)で定める例外事項

3.個人情報の管理

当協会はプライバシーポリシーに則って、取得した個人情報を厳格に保有・管理します。

■守秘義務

当協会および会員は、本サービス利用により知り得た相手方の一切の情報を秘密情報として、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対し開示または漏洩しないものとします。

また、次のいずれかに該当するときは、秘密情報に含まれないものとします。

- 1.既に公知の情報
- 2.開示後、自己の過失または本規約の違反によることなく公知となった情報
- 3.相手方から開示を受ける前に自ら知り得ていた情報
- 4.相手方とは無関係の情報源から適法に得た情報
- 5.開示された情報と無関係に独自に開発した情報

■損害賠償

会員は、本規約の条項に違反し当協会に損害を与えた場合、会員登録の解除の有無にかかわらず、当該損害について賠償する責任を負います。ただし、会員の責に帰することができない事由から生じた損害については、その賠償責任を負わないものとします。

■本規約の変更

- 1.当協会は、本規約の目的に反せず、かつ、必要性・相当性のある場合には、周知期間を設けた上で、本規約の内容を変更することができるものとします。なお、これによってお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 2.前項により変更された規約の内容に同意しないお客様は、本契約を解除することができます。
- 3.お客様が本規約変更後も本サービスの利用を継続した場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。

■協議

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、入会申込者または会員と当協会は誠意を持って協議し解決するものとします。

■準拠法

入会申込者または会員と当協会の本規約および本契約諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

■専属的合意管轄裁判所

入会申込者または会員は、本規約または本契約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

■分離条項

本契約または本規約の条項の一部が無効とされる場合であっても、当該無効とされた条項以外のすべての条項は有効なまま存続するものとします。

※本規約に記載の価格は消費税率10%で計算されており、消費税率が変更された場合は変更後の価

格となります。

※会員サービス内容改訂等により、日本10Xデザイン協会会費が価格変更になる場合がございます。
その場合は、変更後の価格が適用されますので、予めご了承ください。

※当協会は、お客様に対して何らかの債権(本契約に基づく債権に限らない)を有する場合、いつでも、お客様に対する本契約に基づく債務と対当額において相殺することができるものとします。

制定日:2022年7月7日
最終更新日:2025年8月28日

一般社団法人日本10Xデザイン協会 会員事務局
TEL:050-3188-1194 (受付時間 AM10:00 ~ PM5:00)
E-mail:jimu@10xdesign.org
住所:〒150-0001
東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階